第百十七条第二項中「認定基幹放送事業者以外の者から放送局設備供給契約の申込みを受けたとき、又は認定基幹放送事業者から認定証記載事項に従わない」を「次に掲げる」に改め、「受けたときは、これを」を削り、同項に次の各号を加える。

一　基幹放送事業者以外の者からの放送局設備供給契約の申込み

二　第百五条の二第二項の確認を受けていない特定地上基幹放送事業者からの放送局設備供給契約の申込み

三　認定基幹放送事業者からの認定証記載事項に従わない放送局設備供給契約の申込み

四　特定地上基幹放送事業者からの免許状記載事項に従わない放送局設備供給契約の申込み

第百十八条第一項中「認定基幹放送事業者」を「基幹放送事業者」に改める。

第百十九条中「認定基幹放送事業者又は特定地上基幹放送事業者」を「基幹放送事業者」に改め、「（次条第四号において「基幹放送局設備等」という。）」を削る。

第百二十条第一号から第三号までの規定中「認定基幹放送事業者」を「基幹放送事業者」に改め、同条第四号中「認定基幹放送事業者又は特定地上基幹放送事業者」を「基幹放送事業者」に、「基幹放送局設備等」を「基幹放送局設備又は特定地上基幹放送局等設備」に改める。

第百二十一条の見出し中「設備」を「設備等」に改め、同条第一項中「基幹放送局設備」の下に「及びその運用のための業務管理体制（当該基幹放送局提供事業者が基幹放送局設備の一部を構成する設備の運用を他人に委託している場合にあつては、委託先における業務管理体制を含む。以下「基幹放送局設備等」という。）」を加え、「技術基準」を「基準」に改め、同条第二項中「技術基準」を「基準」に改め、同項第一号中「又は故障」を「若しくは故障又は不適切な運用」に改め、同項第二号中「基幹放送局設備」を「基幹放送局設備等」に改める。

第百二十二条中「基幹放送局設備」を「基幹放送局設備等」に改める。

第百二十三条の見出し中「設備」を「設備等」に改め、同条中「基幹放送局設備」を「基幹放送局設備等」に、「技術基準」を「基準」に改める。

第百二十四条の見出し中「設備」を「設備等」に改め、同条第一項中「、基幹放送局設備」を「、基幹放送局設備等」に、「当該基幹放送局設備を設置する」を「基幹放送局設備を設置する」に改める。

第百七十七条第一項第一号中「第九十一条第一項」を「第二十条の二第一項第一号の規定による指定地上基幹放送地域の指定、第九十一条第一項」に改め、同項第二号中「（任意的業務の認可）」の下に「、第二十条の二第一項（基幹放送局提供子会社への出資の認可）」を加え、「放送事項又は基幹放送の業務に用いられる電気通信設備」を「放送事項等」に、「経営基盤強化計画」を「特定放送番組同一化実施方針」に改め、同項第四号中「経営基盤強化計画」を「特定放送番組同一化実施方針」に改め、同項第五号中「基幹放送設備の技術基準」を「基幹放送設備等の基準」に、「基幹放送局設備の技術基準」を「基幹放送局設備等の基準」に改める。

第百八十四条中「該当する」の下に「場合には、当該違反行為をした」を加え、同条第一号中「行つた者」を「行つたとき。」に改め、同条第二号中「違反した者」を「違反したとき。」に改める。

第百八十五条第二号中「第十九項」の下に「、第二十条の二第一項」を加える。

第百八十六条第一項中「違反した」の下に「ときは、当該違反行為をした」を加える。

第百八十七条中「該当する」の下に「場合には、当該違反行為をした」を加え、同条第一号中「又は第八号」を「から第九号まで」に、「変更した者」を「変更したとき。」に改め、同条第十三号中「違反した者」を「違反したとき。」に改め、同号を同条第十四号とし、同条第十二号中「行つた者」を「行つたとき。」に改め、同号を同条第十三号とし、同条第十一号中「拒んだ者」を「拒んだとき。」に改め、同号を同条第十二号とし、同条第十号中「提供した者」を「提供したとき。」に改め、同号を同条第十一号とし、同条第九号中「提供した者」を「提供したとき。」に改め、同号を同条第十号とし、同条第八号中「違反した者」を「違反したとき。」に改め、同号を同条第九号とし、同条第七号中「変更した者」を「変更したとき。」に改め、同号を同条第八号とし、同条第六号中「違反したとき。」に改め、同号を同条第七号とし、同条第五号中「提供した者」を「提供したとき。」に改め、同号を同条第六号とし、同条第四号中「承諾した者」を「承諾したとき。」に改め、同号を同条第五号とし、同条第三号中「拒んだ者」を「拒んだとき。」に改め、同号を同条第四号とし、同条第二号中「違反した者」を「違反したとき。」に改め、同号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二　第百五条の二第四項の規定に違反して地上基幹放送の業務に用いる電気通信設備等を変更したとき。

第百八十八条中「該当する」の下に「場合には、当該違反行為をした」を加え、同条第一号中「した者」を「したとき。」に改め、同条第二号中「忌避した者」を「忌避したとき。」に改め、同条第三号中「した者」を「したとき。」に改め、同条第四号中「掲示しなかつた者」を「掲示しなかつたとき。」に改める。

第百九十二条第一号中「第百条」の下に「、第百五条の二第五項」を加える。

（電波法の一部改正）

第二条　電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）の一部を次のように改正する。

第六条第二項第六号中「概要」の下に「並びに当該電気通信設備の一部を構成する設備（無線設備を除く。）の運用を他人に委託しようとする場合にあつては、当該設備の概要及び委託先の氏名又は名称」を加え、同項第八号を次のように改める。

八　他人の地上基幹放送の業務の用に供する無線局の免許を受けようとする者にあつては、当該他人の氏名又は名称

第七条第一項第一号中「第三章」を「次章」に改め、同条第二項第一号中「第三章」を「次章」に、「総務省令で定める技術基準」を「総務省令で定める基準」に改め、同項第四号イ中「技術基準」を「基準」に改め、同項第五号中「地上基幹放送」を「他人の地上基幹放送の業務の用に供する無線局のうち、地上基幹放送」に改め、同項中第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六　他人の地上基幹放送の業務の用に供する無線局のうち、特定地上基幹放送局の免許を受けて地上基幹放送の業務を行おうとする者の当該業務に用いられる無線局にあつては、次のいずれにも適合すること。

イ　当該免許を受けようとする者が第五条第四項各号のいずれにも該当しないこと。

ロ　当該免許を受けようとする者の提出した申請が第一号から第四号まで、次号及び第八号のいずれにも適合すること。

第九条第四項中「基幹放送の業務に用いられる電気通信設備」を「第六条第二項第六号に掲げる事項」に改め、同条第五項第二号中「軽微な変更」の下に「（特に軽微なものとして総務省令で定めるものを除く。）」を加える。

第十四条第三項第三号中「放送事項、認定基幹放送事業者（放送法第二条第二十一号の認定基幹放送事業者をいう。以下同じ。）の地上基幹放送の業務の用に供する無線局にあつてはその無線局に係る認定基幹放送事業者の氏名又は名称」を「、放送事項」に改め、同項に次の一号を加える。

四　他人の地上基幹放送の業務の用に供する無線局の免許状にあつては、当該他人の氏名又は名称

第十七条第一項中「基幹放送の業務に用いられる電気通信設備」を「第六条第二項第六号に掲げる事項」に改め、同条第二項第二号中「軽微な変更」の下に「（特に軽微なものとして総務省令で定めるものを除く。）」を加える。

第二十条第五項中「他の」を「他人の」に、「認定基幹放送事業者と」を「認定基幹放送事業者（放送法第二条第二十一号の認定基幹放送事業者をいう。以下この項及び第七十五条第一項第二号において同じ。）若しくは特定地上基幹放送局の免許人と」に、「認定基幹放送事業者が」を「認定基幹放送事業者又は特定地上基幹放送局の免許人が」に改める。